

別表

1 事業種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 事業者						
地域赴任医師研修資金支援事業 【別記1】	次の区分に該当する医師数に次に定める単価を乗じて得た額 <table border="1" data-bbox="333 389 703 1205"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 396 555 443">区 分</th> <th data-bbox="555 396 699 443">単価 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 454 555 775"> 県外から赴任する医師であって以下に掲げる者 1. 新規に常勤雇用する者 2. 知事が適当と認める者 </td> <td data-bbox="555 454 699 775">1,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 786 555 1198"> 県内の島根県地域医療再生計画対象地域外から赴任する医師であって以下に掲げる者 1. 新規に常勤雇用する者 2. 知事が適当と認める者 </td> <td data-bbox="555 786 699 1198">500</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単価 (千円)	県外から赴任する医師であって以下に掲げる者 1. 新規に常勤雇用する者 2. 知事が適当と認める者	1,500	県内の島根県地域医療再生計画対象地域外から赴任する医師であって以下に掲げる者 1. 新規に常勤雇用する者 2. 知事が適当と認める者	500	左欄に該当する医師を対象として当該病院において1年以上勤務することを返還免除の条件とする研修等の資金に係る貸与制度の実施に必要な次に掲げる経費 貸付金	<u>10</u> 10	島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する地域医療拠点病院、医療法第31条に定める公的医療機関のうち県、市町村、地方公共団体が組織する組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院
区 分	単価 (千円)									
県外から赴任する医師であって以下に掲げる者 1. 新規に常勤雇用する者 2. 知事が適当と認める者	1,500									
県内の島根県地域医療再生計画対象地域外から赴任する医師であって以下に掲げる者 1. 新規に常勤雇用する者 2. 知事が適当と認める者	500									
非常勤医師交通費支援事業 【別記2】	1 医療機関あたり 10,000千円 なお、平成25年8月15日付け政令及び平成25年9月13日付け政令で激甚災害に指定された大雨に起因して増加した交通費等の経費については、5,000千円を限度として基準額に上乘せすることができる。	非常勤医師の交通費等に要した次に掲げる経費 旅費、委託料、使用料及び賃借料 【条件】非常勤医師は、県外若しくは島根県地域医療再生計画の対象地域外に所在する医療機関(医療機関に属さない医師の場合は、医師の住所地が県外若しくは県内の島根県地域医療再生計画の対象地域外である場合)からの応援医師に限る。	<u>1</u> 2	島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する地域医療拠点病院、医療法第31条に定める公的医療機関のうち県、市町村、地方公共団体が組織する組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院及び診療所(国民健康保険直営診療所及びへき地医療対策費補助金交付要綱(平成21年7月21日医第426号)第3(2)に定めるへき地診療所運営事業の補助金の交付を受けている診療所を除く)						

<p>医師事務作業補助者設置支援事業</p> <p>【別記3】</p>	<p>1病院あたり3,257千円</p> <p>【条件】診療報酬上の加算及びその他の収入がある場合はその額を控除</p>	<p>事務作業補助者の雇上げに要した次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、役務費、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>	<p>10</p> <p>10</p>	<p>県内に所在する病院</p>
<p>専門医・指導医資格取得支援事業</p> <p>【別記4】</p>	<p>医師1人あたり</p> <p><専門医></p> <p>資格取得経費 50千円</p> <p>資格更新経費 20千円</p> <p><指導医></p> <p>資格取得経費 50千円</p> <p>資格更新経費 20千円</p>	<p>学会認定専門医制度を導入している学会の専門医若しくは指導医の資格取得又は資格更新に必要な次に掲げる経費 需用費、役務費、負担金・補助及び交付金 (受験料、認定料、更新料(年会費は除く))</p>	<p>10</p> <p>10</p>	<p>県内に所在する病院（島根大学医学部附属病院を除く）及び公立診療所（歯科診療所を除く）</p>
<p>医師等勤務環境支援事業</p> <p>【別記5】</p>	<p>1病院あたり1,364千円</p>	<p>病院が行う働きやすい勤務環境づくりに必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>	<p>1</p> <p>2</p>	<p>県内の地域医療拠点病院、医療法第31条に定める公的医療機関のうち県、市町村、地方公共団体が組織する組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院及び医師法第16条の2第1項の指定を受けた病院</p>
<p>後期研修医国内外研修支援事業</p> <p>【別記6】</p>	<p>後期臨床研修医1人あたり</p> <p>1,000千円</p>	<p>当該臨床研修病院の後期臨床研修プログラムに基づき研修を受けている医師が、国内外研修の実施に必要な次に掲げる経費（研修医の人件費は除く）旅費（交通費、宿泊費等滞在費）、需用費、役務費、その他研修に必要と認める経費</p>	<p>10</p> <p>10</p>	<p>後期臨床研修医の受け入れ病院（島根大学医学部附属病院を除く）</p>

医療技術トレーニング支援事業 【別記7】	7,500千円	医療技術トレーニングに関する研修の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	<u>10</u> 10	国立大学法人島根大学
地域で支える病院勤務医支援事業 【別記8】	派遣1回あたり 5,000円	地域の診療所医師が夜間・休日の診療支援を行う際の必要な経費及び医師派遣経費 報酬、給料、職員手当等共済費、賃金、報償費	<u>10</u> 10	島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する第二次救急医療機関等
	待機（オンコール）1回あたり 5,000円	第二次救急医療機関等の病院の待機ローテーションに診療所医師を加えるために要する次に掲げる経費 診療所医師の待機に対する対価		
在宅当番医制等支援事業 【別記9】	1当番制地区又は1休日夜間急患センターあたり 950千円に実施月数を乗じて得た額を12で除した額	在宅当番医制又は休日夜間急患センターの体制強化に要する次に掲げる経費 委託料、負担金・補助及び交付金等	<u>10</u> 10	島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する市町村等
養成所専任教員の資質向上のための研修事業 【別記10】	1看護師等学校養成所あたり 750千円	資質向上につながる各種研修に要する次に掲げる経費 研修参加旅費等 研修期間中の代替職員の確保に要する経費	<u>10</u> 10	県内の看護師等学校養成所（但し、大学、短期大学は除く。）

<p>新人看護職員の確保に関する支援事業</p> <p>【別記11】</p>	<p>1病院あたり 500千円</p>	<p>勧誘活動に要する次の経費</p> <p>職員旅費</p> <p>出張職員不在に際しての臨時職員の雇用経費等</p> <p>広報費</p>	<p>10</p> <p>10</p>	<p>島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する病院</p>
<p>看護職員の離職防止支援事業</p> <p>【別記12】</p>	<p>短時間正規職員制度支援事業</p> <p>短時間正規職員雇用経費</p> <p>1病院あたり 2,291千円</p> <p>代替職員雇用経費</p> <p>1病院あたり 1,100千円</p>	<p>短時間正規職員（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条に係るものを除く。）及び代替職員（前記短時間正規職員に係るものに限る。）を雇用するために必要な次に掲げる経費（制度創設年度に限る）</p> <p>報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金</p>	<p>10</p> <p>10</p>	<p>島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する地域医療拠点病院、医療法第31条に定める公的医療機関のうち県、市町村、地方公共団体が組織する組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院</p>
<p>新人看護職員研修事業</p> <p>【別記13】</p>	<p>厚生労働省が別途定める「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」に準じた額</p>	<p>厚生労働省が別途定める「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」に準じる。</p>	<p>3</p> <p>4</p> <p>1</p> <p>2</p>	<p>島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する病院</p> <p>上記以外の病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業、介護予防サービス事業を行う事業所〔(注)介護保険法における訪問看護及び介護予防訪問看護を行う事業に限る。〕</p>
<p>先輩看護職員キャリアアップ応援事業</p> <p>【別記14】</p>	<p>研修受講に要する経費</p> <p>1病院あたり 1,000千円</p> <p>代替職員雇用経費</p> <p>1病院あたり 1,500千円</p>	<p>経験年数が概ね5年以上の看護職員がキャリアアップのために受講する研修に要する経費及び代替職員を雇用するために必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、研修受講のための入学検定料、入学金、授業料、実習費、参考書等の経費、旅費</p>	<p>10</p> <p>10</p>	<p>島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する地域医療拠点病院、医療法第31条に定める公的医療機関のうち県、市町村、地方公共団体が組織する組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院</p>

<p>医療従事者に対するメンタルヘルス支援事業</p> <p>【別記15】</p>	<p>次の額以内で知事が必要と認めた額</p> <p>1 病院あたり 900千円</p>	<p>メンタルヘルス対策に係る次の経費</p> <p>謝礼金、費用弁償、需用費等</p>	<p>10</p> <p>10</p>	<p>島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する病院</p>
<p>中学生・高校生の一日助産師体験事業</p> <p>【別記16】</p>	<p>対応した助産師1人あたり 9千円</p> <p>研修の実施に要する経費</p> <p>体験参加者1人あたり 2千円</p>	<p>中学生・高校生の一日体験事業に係る次の経費</p> <p>給料、職員手当、需用費、役務費、その他体験事業実施に必要と認める経費</p>	<p>10</p> <p>10</p>	<p>島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する中学校又は高等学校の学生を、一日助産師体験事業に受け入れた病院</p>
<p>県外の看護職・潜在看護職就業促進事業</p> <p>【別記17】</p>	<p>1 病院あたり 1,300千円</p>	<p>○県外看護職の県内就業促進に要する次の経費</p> <p>旅費（県外看護職の病院見学に要する旅費を含む）、需用費（食料費を除く）、役務費、使用料及び賃借料等</p> <p>支度金及びこれに類する経費を除く。</p> <p>○潜在看護職の就業促進必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）、負担金（潜在看護職の院外研修等参加負担金）等</p>	<p>10</p> <p>10</p>	<p>島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する病院</p>

<p>がん情報提供促進病院支援事業</p> <p>【別記18】</p>	<p>1病院当たり 750千円</p>	<p>「がん情報提供促進病院」の機能に求める事業を実施するために必要な報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、会議費、賃金、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）役務費（通信運搬費、保守料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料備品購入費</p> <p>ただし、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）及び共済費については、地域ががん登録促進事業及びがん相談支援事業に限る。</p>	<p>10</p> <p>10</p>	<p>島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する病院で、島根県がん情報提供促進病院設置要綱に基づき知事が指定した病院</p>
<p>がん診療連携推進病院機能強化事業</p> <p>【別記19】</p>	<p>1病院当たり 8,000千円</p>	<p>「がん診療連携推進病院」の機能に求める事業を実施するために必要な報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、会議費、賃金、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）役務費（通信運搬費、保守料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>ただし、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）及び共済費については、院内ががん登録促進事業及びがん相談支援事業に限る。</p>	<p>10</p> <p>10</p>	<p>島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する病院で、島根県がん診療連携推進病院の指定に関する指針に基づき知事が指定した病院</p>